

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業 登録販売事業者認定要領

第1 趣旨

この要領は、農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業における登録販売事業者（以下、「販売業者」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 認定基準

事業に参加する販売業者は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- （1）過去に徳島県内の農業者を対象として農業用被覆資材を取り扱った実績があること。
- （2）支援対象者（農業者）に対し、口座振込により支援金を交付することができること。
- （3）事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しており、期限内に事務手続きを完了することができること。
- （4）本事業に係る報告や立入調査を求められた場合に対応ができること。
- （5）その他、誓約・同意事項を遵守すること。

第3 登録認定申請

事業参加の登録認定を希望する事業者は、事業実施主体が別に定める日までに、農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業登録販売事業者認定申請書（様式第1号）に関係書類を添え、事業実施主体へ提出しなければならない。

第4 登録認定承認

事業実施主体は認定申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適切であると認められるときは、これを承認し、登録認定通知（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。

【販売業者用】

様式第1号（第3関係）

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業 登録販売事業者認定申請書

令和8年 月 日

徳島県農業協同組合中央会会長 殿

所 在 地
事業者名
代表者氏名

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業登録販売事業者認定要領第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

様式第1－1号のとおり

【販売業者用】

(様式第 1-1 号)

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業 登録販売事業者認定申請書添付資料

1 資材販売事業者の概要

事業者名		
代表者の役職・氏名		
所在地	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 誓約・同意事項

事業申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、右上のチェック欄に○を記載すること。 1 本事業に係る報告や立入調査を求められた場合に応じます。 2 本事業の実施内容が確認できる証拠書類について、交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管し、求められた場合は提出します。 3 過去に徳島県内の農業者を対象として農業用被覆資材を取り扱った実績があります。 4 登録認定後、ホームページ等で事業者名を公表することに同意します。 (事業者名、所在地(大字まで)、連絡先(電話番号)) 5 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。また、自己又は自社の役員等は次のいずれにも該当する者ではなく、かつ、将来にわたっても該当しません。 6 事業に係る経理及びその他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有しており、期限内に事務手続きを完了することができます。 7 支援対象者(農業者)に対し、口座振込により支援金を交付することができます。 8 本事業の趣旨を理解し、対象となる資材の販売にあたっては、適正な価格で取引を行います。補助金の交付が行われることを理由とした不当な価格の引き上げは一切行いません。 9 支援対象者(農業者)からの申請の取りまとめにあたり、見積書、納品書、請求書及び領収書等について、日付、金額、品名等の改ざんや虚偽の作成を一切行いません。 10 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。 11 補助金の交付を受けた後、県が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、補助金の返還や必要な加算金の支払いに応じます。		

番 号
令和 8 年 月 日

事業者名
代表者氏名 殿

徳島県農業協同組合中央会会長

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業登録販売事業者の登録認定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありました農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業登録販売事業者の登録認定については、農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業登録販売事業者認定要領第 4 に基づき、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

認定日	
認定事業者名	
所在地	〒